

千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例

平成 17 年千葉市条例第 2 号

(設置)

第 1 条 本市は、千葉市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること。
- (2) 千葉市個人情報保護条例（平成 17 年千葉市条例第 5 号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の調査権限)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、実施機関（千葉市情報公開条例（平成 12 年千葉市条例第 52 号）第 2 条第 1 項に規定する実施機関をいう。）の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 (略)